

日程第41 議案第19号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について から、日程第43 議案第21号 工事請負契約の締結について までの3件

○議長（中西峰雄君）日程第41 議案第19号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について から、日程第43 議案第21号 工事請負契約の締結について までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、追加議案についての説明をいたします。

議案第19号は、橋本市民会館の設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、シビックゾーン整備計画に基づく教育文化会館の耐震補強工事に伴い、図書館が市民会館東部分に移転するにあたり、市民会館のホール以外の部分を平成22年4月1日より休館とする必要がありますので、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、橋本市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、本市が行う移動通信用鉄塔施設整備事業に要する費用に充てるため、本市が整備した鉄塔を利用して利益を受ける電気通信事業者から分担金を徴することを定めたものであります。

電気通信事業者の分担金については、携帯電話の不感地域の解消を促進するため、国の要綱改正により既に軽減が図られているとこ

ろであります。このたび、緊急経済対策を活用して須河地区の移動通信用鉄塔施設整備事業を実施することにあわせて、本条例の関係規定を改正するものであります。

議案第21号は、工事請負契約の締結についてであります。これは、高野ロクリーンセンター解体撤去工事の施工のため、制限つき一般競争入札を執行しましたところ、東洋建設株式会社和歌山営業所が落札しましたので、請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案3件についてご説明を申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中西峰雄君）市長の説明が終わりました。

これより議案第19号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）シビックゾーンって、私、学がないのでわからんですけど、どういう意味なんですか。

○議長（中西峰雄君）企画経営室長。

○企画経営室長（野上義己君）いわゆる観光庁、病院、学校等の施設が寄っておるところの計画の、いわゆる固まりということの解釈だと思います。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）私、折に触れて言っているんですけど、全然改まってない。おそらく控え目に見積もってもシビックゾーンって橋本市民の半分以上はわからへんのちゃうか。市民の目線とか何とかかんとか言うところけど、

言葉の使い方一つからしても、もうちょっと市民のため、当事者の身になって考えて使っていただきたいと思いますよ。どうですか、その点について。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）このシビックゾーンという単語が初めて使われ出したのが合併協議会で、新市まちづくり計画ですか、その中に初めて使われてございます。ということで、それを流れの中で、現在の長計にも使われているような状況です。

それで、確かに横書きでわかりにくいので、今後の広報とかいろんな部分ではこれの説明等、括弧書きで日本語等をつけ加えてしていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）この条例改正の部分で、僕も理解はしているんですけども、この条例の解釈だけちょっと教えていただきたいと思ひます。

新旧の対照表で見ますと、特に第4条の2の「前項の規定に」とずっとあって、線を引いていますよね。「市民会館を臨時に会館し」と。確かに教育文化会館の耐震問題で図書館並びに一部移転に伴うことで市民会館の一部を使用するということが、新条例についてはこの「全部又は一部」ということになったんやけれども、これは4月1日からですけども、これが完了してまた戻ったときに、この条例はそのままいけるんですか。要するに、期間限定でやるとかって、そんな解釈でないんですよ。この条文ですと、ずっとこれで使っていけるということなんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。

第4条第2項関係の議員ご質問の「市民会

館を」という部分なんですけど、これを「市民会館の全部又は一部」ということに改めさせていただきます。これにつきましては、先ほどの提案趣旨説明にございますが、文化会館の耐震補強工事の期間中、図書館の営業が市民会館の東部分を休館として、その休館部分を使用して図書館業務が行われます。そういうことで、市民会館といたしましては、東部分以外の部分のみ、要するにホールのみなんですけど、を開館する形になります。このために、市民会館においては部分的に休館できる旨の規定が必要となってまいります。部分的にということ。

従前の臨時休館に関する規定では、市長が特に必要があると認めるときは市民会館を臨時に開館し、または休館することができるようになっており、この表現では市民会館の全体を臨時に休館できると解釈できましても、部分休館できると拡大解釈するには困難なものでしたので、今回、休館中において一部施設の臨時開館に関する規定もなかったために、今回「市民会館の全部又は一部を臨時に開館し、又は休館することができる」と改めることとございまして、市民会館の部分開館、部分休館ができることを明らかにしてございまして、新たに図書館が文化会館へ戻りましてもこの条例のまま運営できるということとございまして。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第20号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより議案第20号 橋本市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正

する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

23番 井上君。

○23番(井上勝彦君)一点だけちょっと確認させていただいておきます。

今回、高野ロクリーンセンター解体撤去工事が出たわけなんですけれども、一つは橋本クリーンセンターの予定というのか、それが一つと。それから、高野ロクリーンセンターの場合は、財政課長にお聞きしておきたいんですけれども、基金積み立てということで5,000万円ずつ2億5,000万円積み立ててあります。その積み立てした中から解体工事に入って1億4,000万円余りですね。その基金についての、それは地元と、要するに基金積み立てをして周辺整備事業として残りを使うということになっているんやけれども、その基金についてはその周辺整備に使うということで、目的基金ですから、その周辺の地元の人との話し合いの中でやるということによろしいのでしょうか。それだけちょっと再度確認だけしておきたいと思えます。

○議長(中西峰雄君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君)まず最初のご質問、橋本クリーンセンターの今後の予定ということでございますけれども、11月26日に入札を執行しております。第1回、第2回の低入札の価格調査を今現在行っております。今閉会日の追加議案として提案をさせていただく予定をさせていただきます。

○議長(中西峰雄君)財政部長。

○財政課長（北山茂樹君）井上議員のご質問にお答えいたします。

高野ロクリーンセンターの跡地整備基金につきましては、現在2億5,174万8,908円積立金がございます。合併前の地元との協定の中で跡地整備及び解体費にこの基金を使うという協定になっておりますので、跡地整備費とその解体費に基金をすべて使ってまいりたいと、かように思っております。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）この工事に関して1億4,175万円、これ、参考資料を見させていただいていますが、工事の概要について、最終盛り土によって整地まで行うということなのですが、1億4,175万円、何か条件をつけておりますか。工事をやっていく中で何か問題が起きたときというお話がきちんとされているのかどうか。掘削されて埋め戻しして、盛り土による整地、要するに更地の状態にするまでで1億4,175万円ということなのですが、そこら辺がやはり心配になる部分がありますので、どういった内容で契約をされているのかどうか。追加せんでいいのか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）すべて契約条項の中に明記をさせていただいております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第21号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第21号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中西峰雄君）以上で、本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明12月11日から12月17日までの7日間は委員会審査等のため休会とし、12月18日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際、各委員会の開催日程表等について日程表を配付いたさせます。

（職員・日程表配付）

○議長（中西峰雄君）配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）配付もれなしと認めます。

各委員会の開催日程等については、ただ今配付いたしました一覧表のとおりでありますので、ご出席願います。

本日は、これにて散会いたします。

（午後4時33分 散会）

